

親や配偶者が認知症になったら？

認知症と

お金のあれこれ

認知症になったら、どのようなお金の問題が起こるのか気になるもの。今号ではその対策方法を紹介します。

監修／社会保険労務士 望月厚子



もしも家族が認知症になったら？

- 認知症は加齢に伴い起こりうる症状です。「もしかして？」と思ったら、早めの受診をおすすめします。
- 認知症になると、介護保険制度を利用しながら在宅や施設で介護サービスを受けることもあります。一般的な介護費用の目安は、生命保険文化センターの調査*によると月7.8万円(介護保険制度の自己負担額を含む)です。
- 本人の判断能力が低下すると、財産の管理が難しくなり、成年後見制度の利用など対策が必要な場合があります。

*出典：(公財)生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」より

認知症の人も利用可能！

介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。65歳以上で要介護(要支援)と認定されると、1～3割の自己負担額で介護サービスを受けられます。要介護(要支援)の原因は問わないので、認知症の人も利用できます。

また、40歳以上65歳未満の人も、初老期の認知症など加齢に伴う特定の病気で要介護(要支援)になった場合は介護サービスを利用できます。



介護のことは地域包括支援センターで相談

●介護保険制度に関する相談も

認知症や介護のことで不安なら、お住まいの地域の地域包括支援センター(名称が異なる場合あり)へ。介護や医療など、あらゆる面から高齢者の暮らしを支援し、ケアマネジャーなどが無料で相談に乗ってくれます。介護保険制度の利用方法や手続きについても教えてくれます。

●財産の管理(成年後見制度)のアドバイスも

認知症により判断能力が低下し、財産管理や介護サービスに関する契約などが難しくなった人をサポートする成年後見制度は2種類あります。本人に判断能力があるうちに自分で財産管理を頼む人を選ぶ「任意後見制度」と、家庭裁判所が本人の判断能力の程度などに応じて財産管理をする人を選ぶ「法定後見制度」です。これらの利用や手続きについても、地域包括支援センターでアドバイスをしてくれます。

要介護者も納める介護保険料

介護保険制度は、介護保険料と税金で運営されています。

介護保険料は40歳以上の人が必要になることになっており、年金受給者や要介護(要支援)認定を受けた人も納付が必要です。64歳までは健康保険の保険料といっしょに納付。65歳以降は年金額が年額18万円以上なら、原則として年金からの天引きです。

介護保険制度で利用できるおもなサービス

- 自宅の介護環境を整える…バリアフリー工事費用の補助、福祉用具のレンタルや購入の補助など
- 自宅で利用する…介護、入浴介護、看護、リハビリなど
- 施設に通う…デイケア、デイサービス、ショートステイ、医療型ショートステイなど
- 施設に入所する…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など

介護サービスの自己負担割合と上限額

介護サービス費用の自己負担割合は、年金などの所得に応じて1～3割です。ただし、この自己負担額

で利用するには上限(支給限度額)があります。その上限額は要介護度によって異なり、要介護度が重くなるほど多くなります。

なお、上限額を超えて介護サービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

要介護5	↑ 重い ↓ 軽い	障害等級1級
要介護4		障害等級
要介護3		2級
要介護2		障害等級
要介護1		3級
要支援2		
要支援1		

65歳未満で認知症になった場合は

障害年金

をもらえる可能性が

障害年金とは

公的年金の加入者や加入していた人が、病気やけがで一定の障害状態になると受け取れます。認知症は精神の障害に含まれます。



障害年金の請求手続き

障害年金を受給するには条件があります。初診日(障害の原因となった傷病のために初めて医師の診療を受けた日)が65歳未満(65歳の誕生日の前々日まで)*である、初診日から1年6か月後に一定の障害状態にある、保険料納付要件を満たしているなどです。受給する年金額は、初診日に加入している年金や障害の程度により異なります。

請求手続きでは、医師の診断書(所定の用紙を使用)、病歴・就労状況等申立書など必要な書類も多く、スムーズに手続きをするために年金事務所などでの相談をおすすめします。

*65歳以降でも厚生年金に加入中に初診日がある場合は障害厚生年金を受給できることがあります。

障害年金と老齢年金 どちらを選ぶ?

65歳になるまでの間、障害年金と老齢年金を同時に受給することはできません。どちらか一方を選択して受給します。選択のポイントは受給額の多いほうを選ぶことですが、障害年金は非課税、在職老齢年金の対象外などのメリットがあります。また65歳以降は、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせも可能になります。年金選択にお困りのさいは年金事務所に相談しましょう。

元気なうちに相続について

考えてみましょう

自分で判断できるうちに、財産をどう引き継ぐか考え、遺言書を書いておくと安心です。

遺言書とは

自分にもしものことがあったときに、残された家族やお世話になった人に財産をどのように分けるのかを書き留めておくものです。遺言書がない場合は、法定相続分(遺産分割の基準)を参考にしながら遺族が話し合い、どう分けるか決めることになるでしょう。

遺言書の種類と特徴

遺言書は、自分で作成する「自筆証書遺言」、公証役場で作成する「公正証書遺言」の2種類が一般的です。それぞれの違いは次のとおり。

自筆証書遺言	公正証書遺言
<p>自筆で書く。 2019年1月13日より財産目録のみパソコンで作成してもOKに。</p> <p>●メリット</p> <p>①手軽に作成できる ②費用がかからない</p> <p>●デメリット</p> <p>①書き方に不備があれば無効になる恐れがある ②自宅保管の場合、紛失や変造の恐れがある ③遺言の執行には、家庭裁判所の検認手続きが必要</p> <p>●トピック 2020年7月10日より、自筆証書遺言を法務局で、1件につき手数料3900円で保管してもらうことも可能に。これにより、デメリット②③が解消。</p>	<p>公証役場で証人2名の立ち合いのもと、公証人が作成する。</p> <p>●メリット</p> <p>①書き方の不備で無効になる心配がない ②遺言書は公証役場で保管するため、紛失や変造の恐れがない ③相続発生時、家庭裁判所の検認が不要ですぐ手続きができる</p> <p>●デメリット</p> <p>①公証人や証人に依頼する手間と手数料がかかる ②遺言書の内容を公証人と証人に知られる</p>

5 ※遺言書を作成する前に、弁護士などの専門家に相談しておく安心です。

エンディングノート

を作ってみましょう

人生をどう締めくくりたいか まとめるエンディングノート

いきなり遺言書を書くのはちょっと……という人は、まず“エンディングノート”を書いてみてはどうでしょう？

エンディングノートとは、認知症などで物事の判断が難しくなる前に、医療や介護、葬儀や相続について自分の希望を考えて書き留めておくものです。遺言書と異なり、エンディングノートに書いた内容に法的拘束力はありませんが、家族などに希望を伝えることは可能です。



(エンディングノートに まとめておきたいこと)

- 財産や負債の内訳(預貯金、不動産、共済や保険、その他金融商品、借入金など)、相続の希望
 - 医療や介護に関する希望
 - 判断能力が低下したときに、介護の取り切りや財産の管理を任せたい人の希望
 - 持病やかかりつけ医、いつも飲んでいる薬などの情報
 - 葬儀やお墓に関する希望
 - もしものさいに連絡してほしい人のリスト
- …など

